

安全適正就業委員会規程

(目的)

第1条 公益社団法人中播広域シルバー人材センターは、会員の安全な就業と適正な就業に関する重要事項について審議し、安全管理及び適正就業の円滑な推進をはかることを目的として、安全適正就業委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 安全適正就業委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議し推進する。

- (1) 就業災害の防止及び安全管理に関する事項
- (2) 災害、負傷等の原因調査及び対策に関する事項
- (3) 安全就業の普及啓発に関する事項
- (4) 適正就業に関する事項
- (5) 健康に関する事項
- (6) その他会員の管理上必要な事項

(組織)

第3条 安全適正就業委員会の委員は、役員より2名、会員より6名と安全適正就業推進員の計9名をもって組織する。

2 安全適正就業委員会の委員長は、役員の中から理事長が任命する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、安全適正就業委員会を招集する。

2 委員長は、安全適正就業委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、安全適正就業委員会を招集するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、安全適正就業委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、安全適正就業委員会において、調査し審議した事項を理事長に報告するものとする。

(安全適正就業推進員の配置)

第8条 安全適正就業の管理の円滑な推進を図るために、事務局に安全適正就業推進員を配置する。

2 安全適正就業推進員は、委員長の指示に基づき、第2条(所掌事項)に定める事項を具体的に積極的に取り組むものとする。

(庶務)

第9条 安全適正就業委員会の庶務は、事務局において処理する。

(運営要項)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は安全適正就業委員会が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。